

QA98 きのこと、山菜の安全性は、どうなっていますか

きのこは、栽培管理されているものと、野生のものに分かれます。

栽培されているしいたけについては、おが粉等を固めたものにしいたけの菌を植えて発生させる「菌床栽培」と、原木に穴をあけてしいたけの菌を植えて発生させる「原木栽培」があります。

発生するしいたけは、原木や菌床用培地に含まれている放射性物質を吸収するため、原木栽培に用いる「原木及びほだ木」には、放射性セシウム濃度を最大で 50 ベクレル/kg（乾燥重量）、菌床用培地には 200 ベクレル/kg とする当面の指標値が定められ、基準に適合した生産資材の使用について生産指導等がなされています。このような管理により、基準値の超過割合は減少しています。

■しいたけにおける放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値超過	超過割合
菌床 しいたけ	～平成 23 年度	358	9	2.5%
	平成 24 年度	868	0	0%
	平成 25 年度	869	0	0%
	～平成 26 年度(～9月 29 日)	363	0	0%
原木 しいたけ	～平成 23 年度	1,093	364	33.3%
	平成 24 年度	1,513	213	14.1%
	平成 25 年度	1,298	2	0.2%
	～平成 26 年度(～9月 29 日)	696	3	0.4%
その他 しいたけ	～平成 23 年度	1,881	268	14.2%
	平成 24 年度	2,257	195	8.6%
	平成 25 年度	2,230	50	2.2%
	～平成 26 年度(～9月 29 日)	811	9	1.1%

平成 26 年 9 月 29 日現在

一方、野生のきのこについても、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。低減対策のとれない野生のきのこでは、平成 25 年度に 10 の県で基準値の超過がみられました。

また、たけのこ、ぜんまい、こしあぶらなどの山菜についても、自治体が放射性物質の検査を行い、取りまとめられた検査結果は、厚生労働省より公表されています。野生のきのこと同様に低減対策のとれない山菜では、平成 25 年度に 9 の県で基準値の超過がみられました。

■山菜における放射性物質の検査結果

		検査点数	基準値超過	超過割合
山菜	～平成 23 年度	524	138	26.3%
	平成 24 年度	1,950	197	10.1%
	平成 25 年度	3,184	142	4.5%
	～平成 26 年度(～9月 29日)	3,230	61	1.9%

平成 26 年 9 月 29 日現在

これらの検査結果を基に、基準値を超える可能性がある地域では、出荷制限や摂取制限を行っています。出荷制限や摂取制限の指示や、県による出荷自粛等についての情報は林野庁や県のホームページで公表されています。

出荷制限、摂取制限地域では、野生のきのこや山菜を採取することを控えてください。また、その地域では、採取した野生のきのこや山菜の放射性物質を測定して食品の基準値を下回っていても、その品目を出荷、販売等することはできません。

■きのこ・山菜類における出荷制限等の指示が出ている地域

	栽培きのこ類			野生きのこ類			山菜類	
	摂取制限	出荷制限	出荷自粛	摂取制限	出荷制限	出荷自粛	出荷制限	出荷自粛
青森県					▲			
岩手県		▲	▲		▲		▲	▲
宮城県		▲	▲		▲		▲	▲
秋田県								▲
山形県								▲
福島県	▲	▲		▲	▲		▲	▲
茨城県		▲	▲			▲	▲	▲
栃木県		▲	▲		▲		▲	▲
群馬県			▲		▲			▲
埼玉県			▲		▲			
千葉県		▲					▲	▲
神奈川県			▲					
新潟県						▲		▲
山梨県					▲			
長野県					▲		▲	▲
静岡県					▲			

▲：一部で指示が出されている地域

平成 26 年 10 月 31 日現在

出典：消費者庁「食品と放射能 Q&A」(第9版)より作成

出典の公開日：2014年11月13日

本資料への収録日：2014年3月31日(第8版による)

改訂日：2015年3月31日